







「大規模集客施設の立地に係る都市計画ガイドライン(案)」についての県民意見公募の結果

番号	県民からの意見		意見に対する県の考え方
	意見の内容	理由	
7-3	都市計画案に対する住民意見の反映について追加要望 立地市町村は、当該都市計画の決定又は変更にあたっては、周辺市町村も含めた住民意見を広く反映させるために、公聴会・説明会の開催及び都市計画案の広告・縦覧の際は、広域的見地から特に配慮して周知するよう努めるものとする。		都市計画案に対する住民意見の反映について追加要望 大規模集客施設の立地は、一市町村の範囲を超えて広域的な都市構造やインフラに影響を与えるものであるため、立地市町村のみならず、関係市町村も含めた住民等の意見を広く反映させる必要があるものと考えます。 よって、P8に下線部の文を追加します。 「(1)関係市町村の範囲の考え方 関係市町村の範囲は、立地市町村に隣接する市町村に限定するのではなく、広域的な都市構造やインフラへの影響があることから道路ネットワークなどを考慮して都市計画区域にとらわれず判断する必要がある。 また、立地市町村は、当該都市計画の決定又は変更にあたっては、関係市町村も含めた住民及び利害関係人の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要がある。」
8-1	1. 大規模な駐留軍用地の返還の問題、沖縄振興計画などの上位計画を簡単でわかりやすい説明と図式化をし、理念等の項目を作ってわかりやすく説明すべきである。		本ガイドラインは市町村による都市計画法に基づく手続きを円滑に行うための県としての基本的な考え方を示したものであり、本県の都市計画に関する「理念」等は、上位計画で示されるものであると考えます。
8-2	2. 本県の特殊事情とは、何かを詳しく説明し、沖縄県にあった独自のガイドライン作成をすべきである。まちづくりは、いろいろな要素が絡み合っているため、一部署だけでなく、広範囲な関係部署、機関との連携を行い、ガイドラインを作成すべきである。		本県の特殊事情とは、返還軍用地、交通ネットワーク、島嶼県など様々な事項があります。本ガイドラインは、そのような特殊事業を反映した上位計画と整合性を図りながら運用することにより望ましいまちづくりを進めるものであります。 なお、本ガイドライン(案)の策定段階において、関係各課及び関係市町村と意見交換会を開催し、その意見を反映しております。また、都市計画の決定又は変更においては、関係機関等との協議の必要性について広域調整に関する事項で述べています。
8-3	3. (1)用途地域の決定又は変更で対応する場合と(2)開発整備促進を定めた地区計画で対応する場合による指針はあるが、都市計画における非線引きの白地地域のガイドラインの対応がないのでその指針を明示すべきである。		白地地域における大規模集客施設の立地に際しても、「(1)用途地域の決定又は変更」もしくは「(2)開発整備促進を定めた地区計画」で対応することになります。
8-4	4. 大規模集客施設の立地について、制限するか、しないのか明確な判断と方向性を示すべきである。例えば「県と市町村が連携して立地規制を強化します」、「準都市計画区域を指定します」、「大規模な集客施設の立地は原則として、の地区に誘導し、それ以外の区域においては規制するものとする」。など具体的に明示すべきである。		大規模集客施設の立地については上位計画における位置づけや、周辺環境により判断されるものであると考えます。 本ガイドラインは市町村による都市計画法に基づく手続きを円滑に行うための県としての基本的な考え方を示したものであります。
8-5	5. 「広域調整の必要があると認められた場合」とは、具体的にどういうことなのか示すべきである。大規模駐留軍用地跡地の有効活用とまちづくり、大規模集客施設の立地とまちづくりとは、密接な関係があり、都市計画法だけに留まらず中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、沖縄振興計画などの上位計画及び関係部署等との連携も含めて、広い意味での大きなまちづくりと捉えて、理念・目標・方針等の項目を作りわかりやすく、明確に、具体的に図式化も含めたガイドラインを作るべきである。		本ガイドラインは市町村による都市計画法に基づく手続きを円滑に行うための県としての基本的な考え方を示したものであり、広域的なまちづくりに関する理念・目標・方針等は、上位計画において示すものであるものと考えます。

注) 県民等からのご意見は、原文のまま記載しております。ただし、特定のブランド、地域、個人、団体等が特定できる部分に関しては、個人等の情報保護の観点から との表示としております。

